

運 免 第 4 7 5 号
令 和 2 年 8 月 2 1 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

運 転 免 許 課 長

身体障害者の運動能力に対する適性検査について

身体障害者に対する適性試験は、自動車運転免許試験実施規程（昭和39年本部訓令第6号。以下「規程」という。）第7条第2項及び同第3項に基づき実施しているところであるが、身体障害者の運動能力に対する適性検査については、下記のとおり実施することとしたので、誤りのないようお願いします。

記

1 適性検査を行う者

身体障害者の運動能力に対する適性検査（以下適性検査という。）は、運転免許証の更新時における適性検査で、身体障害に係る条件がすでに付されており、その条件を変更する必要がないと明らかに認められる場合を除き、当課に勤務（兼務者を含む、以下同じ。）する巡査部長以上の階級にある警察官又はこれと同等の職にある警察職員が、適性検査官としてこれを実施するものとします。

当課において適性検査を実施する場合で適性検査官が技能試験官以外の者であった場合は、その判断について技能試験官に助言を求めるものとします。

適性検査において実車を使用して判断する必要がある場合は、青森自動車運転免許試験場において技能試験官が、試験車両又は受検者の持込み車両を使用して実施することとします。

2 適性検査の方法

規程第7条第2項及び第3項の規定は、身体障害者に対する適性検査を行う場合について準用します。

この場合において、同規程の適性試験は適性検査、技能試験官は適性検査官、及び主任試験官は主任検査官と読み替えるものとします。

なお、主任検査官は、当課に勤務する警部以上の階級にある警察官又はこれと同等の職にある警察職員及び主任試験官とします。

3 適性相談の実施

身体障害が病気に起因する場合は、併せて運転適性相談を実施することとします。

4 警察署における取扱い

(1) 運転免許証更新時

身体障害者から運転免許証の更新申請がされた場合で、その運動能力が道路交通法施行規則第23条第1項の表中「運動能力」の基準を満たさず、かつ、これを補うために必要な条件が付されていない場合、又は付されている条件が障害の状態・程度に対応していないと認められる場合は、当該身体障害者からの更新申請は受理せず、当課において適性検査を実施した後に更新手続を行うことになる旨を説明し、運転適性検査業務取扱規則（昭和42年3月22日公安委員会規則第2号）の別記様式第1号「臨時適性検査該当者発見報告書」を作成し、医師の診断書・身体障害者手帳の写し等の資料を添えて速やかに当課へ送付することとします。

この場合、当該身体障害者に対しては、後日、当課から適性検査に関する連絡があることを教示することとします。

(2) 身体障害に係る相談受理時

身体障害者から運転免許試験を受験するにあたり、運動能力に関する相談があった場合は、その判断は当課で実施することを説明し、申出者から当課に直接連絡するよう教示することとします。

免許を受けている者から身体に障害が生じた又は身体障害に係る条件を変更・解除したい旨の申し出があった場合は、その障害に係る条件の判断については当課において実施することを説明し、前記(1)と同様の手続をすることとします。

(3) 各種警察活動における発見時

前記(1)、(2)以外に、各種警察活動を通じ身体障害者の免許に必要な条件が付されていない、又は条件の変更・解除が必要と認められるものを発見した場合は、前記(1)と同様の手続をすることとします。

担当 運転免許課 試験教習所係
免許係